

# 主な質問事項及び対応方針

令和元年11月18日

厚生労働省医薬・生活衛生局



質問・要望事項		回答(方針案)
1	そうざい半製品の取扱い	そうざい半製品の製造は、そうざい製造業の対象とする。
2	菓子の半製品の取扱い	菓子製造業の対象は、通例概念による完成品又はチューインガムを製造する営業とし、菓子種製造業は除く。
3	豆腐製造業における豆乳の取扱い	豆腐製造業において、豆腐の副産物として発生する豆乳は、当該製造業の範疇で取り扱うが、清涼飲料水として製造する(容器包装に充填し、密栓・密封する)豆乳は、清涼飲料水製造業の対象とする。
4	漬物製造業における漬物を主原料とする食品の例示の「漬物のような形態」とは何か。	一般的に、高菜漬けのように炒める等の工程を経て最終的に完成する製品を想定している。
5	「食肉製品」、「冷凍食品」の範囲の明確化	「食肉製品」については、原則、食肉の含量50%以上のもの、「冷凍食品」は、「食品、添加物等の規格基準」に規格基準が定められた食品(そうざいや菓子等のチルド・凍結流通品の製造は、そうざい製造業や菓子製造業等の対象)。
6	貯蔵のみをする営業、運搬のみをする営業の取扱い	貯蔵のみをする営業、運搬のみをする営業については届出不要。ただし、冷蔵・冷凍品を貯蔵する営業については届出が必要。
7	食肉製品製造業で、食肉を含まないそうざいを製造することは可能か。	食肉製品製造業で製造するそうざいは、食肉を原料とした範囲のそうざいの製造を想定している。食肉を全く含まないそうざいを製造する場合は、別途そうざい製造業の許可が必要。
8	1施設1許可の原則に当てはまらないのはどのような場合か。	一律に原則に当てはまらない場合を明示することは困難だが、主たる取扱い品目やそのリスクに着目した上で、不必要に多くの許可を取得させることができないよう考慮していただきたい。

質問・要望事項		回答(方針案)
9	「常温包装食品の販売業」の長期保存の範囲について	カップ麺、スナック菓子、清涼飲料水、酒類等、常温で数ヶ月間程度保管した場合においても腐敗、変敗、品質劣化等が認められないものを想定している。
10	複合型そざい製造業・複合型冷凍食品製造業の営業許可後のHACCP管理の確認のタイミング。不備があった場合の対応。	営業の許可後、速やかに施設に立ち入り、HACCPに基づく衛生管理への適合性を確認する。不備がある場合は、その不備の程度によって、必要な行政指導等を行う。
11	共通施設基準の間仕切り等による区画の解釈	施設基準における「区画」は、食品等への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するためであり、間仕切りに限らず、工程の配置や時間設定(作業の時間をずらす)等、施設に応じた方法により作業を区画していただきたい。
12	施設基準における「必要な場所に」、「適切な温度」、「必要な個数」、「使用目的に応じた大きさ及び数」等について例示してほしい。	施設の状況、取扱品目、従業員数、生産量等に応じて判断することとなるため、一律の目安を示すことは困難だが、基本的には、申請者自身が事業計画の中で十分に検討した上で説明を行い、その内容に無理がないか判断していただくことになる。今後、各自治体で著しく判断に苦慮する事例が出てきた場合、本検討会で取り上げ、その議論を踏まえ、運用通知、Q&Aなどで考え方を示していきたい。
13	これまでのように自治体間で施設基準の運用のバラツキがないようにしてもらいたい。	屋台等の簡易な施設での臨時営業については、各自治体において地域の実情を踏まえて取扱いを検討されたい。
14	臨時営業の取扱いの平準化	

質問・要望事項		回答(方針案)
15	2以上の都道府県にわたって営業を営む列車、船舶等の許可に関する取扱い	<p>列車、船舶等の食堂の受持事務所所在地を管轄する自治体に許可申請を行う。</p> <p>(参考)「2以上の都道府県にわたって営業を営む列車、自動車、船舶等の食堂の取扱について」(S28.8.29 衛発第674号)</p>
16	自動車営業の許可は、どの自治体に申請するのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業者の属する主たる固定施設の営業所等の所在地を管轄する自治体、及び、営業所等所在地以外の自治体に移動して営業を行う場合、移動先の自治体。</li> <li>ただし、関係自治体間で、同水準の施設基準が確保されており、監視指導の方法、違反判明時の通報体制、行政処分の取扱い等について調整がなされている場合、営業所等所在地を管轄する都道府県知事等のみが営業許可を行うこととする取扱いとして差し支えない。</li> </ul> <p>(参考)「自動車による食品の移動販売に関する取扱いについて」(H29.11.6薬生食監発1106第2号)</p>
17	改正法施行後、既存の営業許可業者(例えば飲食店営業を営む者)が旧制度における許可の有効期間終了後に改めて許可の手続を行う場合、新規申請とするか、更新とするか。	厚生労働省令で新たに施設の参酌基準を定めること、また、申請項目も改正することから、新規の申請として取り扱う。なお、手数料については、各自治体で事務に見合った金額を定められたい。
18	営業許可の有効期間の査定に関する判断基準は全国平準化するのか。	有効期間の査定に係る判断基準を別途、通知で示すことを検討する。